

校内不祥事防止委員会 運営規程

庄原市立東城小学校

(目的)

第1条

この規程は、学校として不祥事を許さず、教育に全力を注ぐ組織風土・文化を確立するとともに、個々の教職員の自律を補強し、組織体としての学校が不祥事を起こさない体制を整えることを目的とする。

本校の不祥事防止のため、次の3点に取り組む。

- ① 教職員の規範意識の確立
- ② 学校組織としての不祥事防止体制の確立
- ③ 相談体制の充実

(委員の指名)

第2条

不祥事防止委員会の委員は、校長が指名する。

(委員会の構成)

第3条

不祥事防止委員会は、次の者をもって構成する。

- ・校長
- ・教頭
- ・教務主任
- ・研究主任
- ・生徒指導主事
- ・保健主事

(委員会の開催)

第4条

毎月、第1火曜日（企画委員会終了後）を定例日として委員会を開く。

(活動内容)

第5条

- 不祥事防止のための取組についての協議
 - ・校内規程について
 - ・校内組織体制について
- 不祥事防止に係る研修
 - ・研修計画の計画立案
 - ・不祥事防止のための研修の実施
- 校内規程に沿った日常的な取組
 - ・不祥事防止チェックの実施

(その他)

第6条

この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に必要な事項は、校長が定める。

附則

この規程は、平成23年4月1日より施行する。